

「約款」変更のお知らせ

「対象となる所定の感染症」に関する記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。
誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり・約款」とともに保管くださいますようお願いいたします。

対象約款

災害割増特約条項（別表 4）・傷害特約条項（別表 5）・妻の傷害特約条項（別表 5）・子の傷害特約条項（別表 4）・傷害特約条項（ α ）（別表 5）・疾病入院・手術に関する特別条件特約条項（別表 2）

変更箇所

「対象となる所定の感染症」にある新型コロナウイルス感染症の対応を変更します（波線部分が変更箇所になります）。

2021 年 4 月版	2022 年 4 月版
（注）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に定める新型コロナウイルス感染症について、上記の対象となる所定の感染症に含めます。ただし、当該感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項、第 3 項または第 4 項の感染性の疾病に追加されたのち、それらの感染性の疾病から除外された日以後に支払事由に該当した場合は対象外とします。	（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）であるものに限り、）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 7 項第 3 号または第 8 項の感染性の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、上記の対象となる所定の感染症に含めます。